

長井市中心市街地にぎわい創出事業企画運営業務 委託仕様書

1 業務の名称

令和7年度 長井市中心市街地にぎわい創出事業企画運営業務

2 目的

長井市中心市街地にぎわい創出事業（以下「本事業」という。）は、オープンから約1年半で来館者50万人を突破した長井市遊びと学びの交流施設（くるんと）（以下「くるんと」という。）の集客を活かし、くるんとを核とした公共空間等を活用し、商店街やまちづくり団体等を巻き込んだ官民連携でのイベントや広報活動、体制の構築等全般的なコーディネートを行うことを通して中心市街地の新たな魅力の創出を図り、空き地・空き店舗の解消や交流人口の増加を通して、中心市街地の経済を活性化させることを目的とする。

また、協働によるイベント等の開催を通して、子育て世代や若年層が地域との関わりを持つきっかけやふれあいの「場」を創出するとともに、地域住民・市内在住の外国人・障がい者等様々な人々の運営参画を促し、継続したイベント等を通して子育て世代や若年層にやさしい寛容性のあるまちづくりを進めていくとともに、ダイバーシティ・インクルージョンの推進を図っていくことを目的とする。

本件は、市民・企業・団体等との連携を図りながら実施するとともに、将来にわたって中心市街地における様々な活動が活性化するよう企画・運営することについて業務委託するものである。

3 業務実施上の留意事項等

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、下記に掲げる業務内容において、長井市（以下「発注者」という。）の方針や意向を十分に理解して本業務に当たるとともに、良質かつ安定的な支援を契約期間中継続的に提供すること。
- (3) 受託者は、本仕様書における所定の条件を踏まえるとともに、本業務の実施にあたっては、関係諸法令、関連条例等の遵守を徹底すること。
- (4) 本業務に関する必要な資料の収集は、発注者と調整したうえで行い、収集した資料を毀損又は滅失しないよう十分に注意して取り扱うこととし、当該業務の履行期間終了までに返却しなければならない。
- (5) 受託者は、本仕様書の細目等、本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。また、本業務の遂行に当たり、発注者の方針や意向を満足するうえで当然必要な業務と認められるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく遂行すること。
- (6) 本業務の一部を再委託する場合は、事前に発注者に再委託承諾申請書（自由様式）

を提出し、発注者の承認を得ること。

- (7) 本業務の実施に伴い受託者が作成した成果品については、その全部又は一部を広く市民に公表することを想定し、平易な表現で、図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする。
- (8) 契約期間途中においても、発注者は受託者の承諾を得ることで、成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。
- (9) 本業務の契約締結に当たり、本仕様書以外の契約書、約款、個人情報取扱特記事項等の必要書類については、全て発注者の様式を使用すること。
- (10) 受託者は、本業務の実施に当たり、本業務において知り得た情報を正当な理由なく第三者に知らせるほか、本業務の目的外に使用することのないよう関係者全員に徹底させること。この場合において、個人情報の取扱いについては、長井市個人情報保護条例を含む関係法令等を遵守のうえ、適切に保護することとし、取扱いに十分注意すること。なお、これらの取扱いについては、契約終了後においても同様とする。

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

5 履行場所

長井市内

6 業務概要

(1) 継続的にぎわい創出のための支援等

当事業の目的を達成するために、年間を通したにぎわい創出のための仕組みづくりの構築や運営支援等を実施すること。

(2) 大きなにぎわいをつくるイベントの提案・実施

① イベントの開催時期

ア 令和7年8月2日（土）

イ 令和7年10月5日（日）

ウ 令和8年2月7日（土）

エ その他提案イベントとしてアからウ以外に令和7年12月までの間で1回以上実施

② イベントの開催場所

6. (2) ①ア～エの日程いずれにおいても別紙1「位置図」❶～❺の範囲で行うことを基本とするが、それ以外の範囲で実施する場合は発注者と協議のうえ行うものとする。なお、これらの場所についての関係機関や団体等への調整及び連絡は受託者が行うこととする。

(3) 提案に係る上限額

提案に係る上限額は以下のとおりとする。

総額：23,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 業務内容

受注者は以下のとおり、業務を行うものとする。なお、当市の特徴や地域性を最大限発信できるような内容を含むものとし、下記に関する企画、作成、設置、管理、運営、撤去等に必要なすべての業務を含むものとする。

(1) 継続的ににぎわい創出のための仕組みづくりに対する支援等

継続的ににぎわいを生み出すための以下の項目についての実施・支援等を行うこと。

① 継続的ににぎわいづくりのための人材育成等

- ア 地元事業者等との連携を図るとともに、中心市街地のにぎわいづくりを目的とする団体が、今後も活動を継続的に行うために必要な運営支援等を行うこと。
- イ 地元学生や若者など、新たな人材が中心市街地のにぎわいづくり活動に参加する機会を創出するための支援を行うこと。
- ウ くるんとの集客を生かし、中心市街地の回遊性向上等、継続的ににぎわいの創出につながるような事業を実施すること。

② にぎわいの創出に向けた空き家・空き地・空き店舗等を活用した社会実験等の実施

- ア 実施に伴う利用可能な箇所の調査、必要な資材の調達を含む準備、実施中の管理運営、結果を踏まえた次年度以降の課題と方向性の提案までの一連の業務を実施するものとする。

※公共用地を含む低未利用地の実施でも可能とする。想定エリア等詳細は別紙1及び2を参照。

(2) 大きなにぎわいをつくるイベントの提案・実施

下記の日程におけるイベントについては次に掲げる内容を必ず含めたものとする。

また、イベントを実施する際には、その効果測定を行い記録・検証すること。

※イベントの内容については、受託者決定後、協議のうえ、企画内容を変更することがある。

ア 令和7年8月2日（土）

ながい水まつりとタイアップしたにぎわい創出イベント

※イベント概要・想定エリア・コンテンツの調整内容等については別紙3を参照

イ 令和7年10月5日（日）

秋のにぎわい創出となる大規模イベント

※イベント概要・想定エリア・コンテンツの調整内容等については別紙4を参照

ウ 令和8年2月7日（土）

ながい雪灯り回廊まつりとタイアップした冬のにぎわい創出イベント

※イベント概要・想定エリア・コンテンツの調整内容等については別紙5を参照
エ その他提案イベント

※くるとなど、中心市街地の公共空間等を活用した中心市街地のにぎわい創出を図るイベントとし、実施想定時期やエリア、内容等を選定理由と合わせて提案すること。なお、開催日時及び開催時間については、いずれも発注者と協議のうえ決定するものとする。

例：広場等を活用したイベント、市内団体等との連携イベント、夜のイベント等

(3) 本事業の全体管理・運営等

① 企画・調整・運営

- ア 受託者は本事業全体の管理を行うとともに、発注者、イベント事業者、地元事業者その他関係先との連絡調整を行うこと。また、イベントを実施する際は、会場に責任者を常駐させ、運営を統括すること。
- イ 参加者への連絡、打合せ等の開催の周知を実施すること。
- ウ イベント会場や駐車場等、参加者が安全かつ快適にイベントに参加できるよう、施設整備の維持・管理を適切に行うこと。
- エ 提案した内容を催行するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。
- オ 国・県・市や各種業界団体が発出するガイドラインに準じた適切な感染症防止対策を行うこと。
- カ 当日猛暑が予想される場合、イベント来場者及び出演者や関係者に対し、休息場所の用意や定期的な水分補給の呼びかけ等、適切な熱中症対策を行うこと。
- キ イベント開催中のリスクに備える保険（来場者用傷害保険など）へ加入すること。
- ク イベント等は小雨決行とするため、対策を検討すること。
- ケ イベント規模等から必要と想定される数量の発電機、燃料、手洗い用の水等を用意すること。またその費用も見積に含めること。

② 本事業に関する情報発信

- ア 7.（2）に掲げるイベント等への来場者数向上につながる効果的な情報発信に努めること。
- イ 長井市への誘客の効果を最大化するために、ターゲットの設定から適切な媒体の選定・情報発信を行うこと。
- ウ その他、自社のWEB媒体等を活用できる施策などがある場合は、独自提案として提案すること。

③ 本業務の記録・検証

- ア 次年度以降の取組の検討に必要な基礎データとして使用することを目的として、本業務にて来場者数の計測や展開したコンテンツ・広報施策等の記録・検証を行い、課題等について取りまとめること。

イ 記録事項や検証事項は、別途協議のうえで決定すること。

④ 打合せの実施

ア 受託者は、本業務の契約締結後、発注者、関係者及び関係団体等との定期的な打合せを行うこと。なお、打合せ場所は原則として市庁舎内とするが、発注者の承諾を得た場合は、オンライン会議による打合せや電話・電子メール等による連絡・報告に替えることができる。

イ 打合せに要する資料は受託者が作成することとするが、発注者からの指示内容等を示す文書等については、発注者が作成する。

ウ 発注者は、本業務に関係する中心市街地にぎわい創出事業推進室職員を任意で同席させることができる。

エ 受託者は、打合せの内容を記録した議事録の写しを次回の打合せ時まで発注者へ提出し、確認を受けること。また、本業務の完了時において、全ての打合せ議事録を成果品として提出すること。

⑤ 運営マニュアル等の作成

ア イベントの円滑な運営を行うため、会場レイアウトや人員配置計画表、タイムスケジュール、連絡体制等を記載した運営マニュアルを作成すること。

イ 会場の設営・撤去時やイベント開催中の混雑時にも事故が発生することがないように、スタッフを必要箇所に複数名配置し、来場者や通行人を適切に誘導し、安全確保に努めること。

ウ イベントの日数、内容により警備員を配置すること。

エ 道路・広場等公共空間を使用する場合は、今後の継続的開催を見据え行政手続きが円滑に進むよう、行政手続きに関するマニュアルを作成すること。

オ イベントの会場内に飲食・休憩スペース及びゴミ箱を設置すること。また、イベント終了後のごみの収集処分を行うこと。

カ イベント等終了後は必ず原状復帰を行うこと。

キ 受託者は、雨天時における代替のコンテンツ案や対策を講じること。

⑥ その他、必要とされる業務

ア この仕様書は、発注者が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託者の提案の内容を制限するものではない。

イ イベント実施に係る費用（備品借用費など）は、全て委託料に含むものとする。ただし、発注者側で一義的に負担すべきと判断される経費についてはその限りではない。

ウ 受託者は、本業務の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により発注者、もしくは来場者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

8 業務計画書の提出等

(1) 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、次の事項を記載した業務計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

① 業務実施方針

本業務の実施方針

② 業務工程

本業務の工程計画及び打合せ計画の策定

③ 業務実施体制

本業務関係者の実施体制、組織計画（体系図を含む。）、業務担当表、連絡体制、連絡先等

④ その他

上記のほか発注者が特に必要とする事項

（２）業務計画書の変更

① 発注者は、業務計画書に記載されている発注者の要求を変更する必要がある場合は、事前に受託者と協議する。この場合において、受託者は、スケジュール・コスト・品質等本業務への影響を速やかに確認し、その結果を発注者に遅滞なく報告すること。なお、その後の対応は発注者が決定するが、受託者は、発注者の要求に応じて適切な助言等を行うこと。

② 受託者は、本業務を進めていく過程において、業務計画書を変更する必要がある場合は、発注者の承認を得て業務計画書を変更すること。

9 業務報告書の提出

受託者は、本業務に係る次の事項を記載した業務報告書（資料編を含む。）について、発注者の指定した時期までに提出すること。

（１）業務報告書

年間を通して行った各業務の内容について簡潔明瞭に記載された資料

（２）業務報告書（資料編）

業務計画書に基づき実施した工程・体制・結果その他発注者が特に必要とする事項並びに発注者や関係団体等に対して行った支援、助言等の内容及びその成果（時期や経過がわかるように取りまとめること。）を記載した資料

10 次年度以降の計画書等

受託者は、令和7年度のにぎわい創出事業の結果を踏まえ、令和8年度以降の計画・スケジュール等を記載した資料を発注者の指定した時期まで提出すること。

11 その他

受託者は、本事業に関する情報について、発注者・受託者間で円滑な共有を図るため、記載様式、伝達方法、保存方法等を網羅した運用ルールを作成し、発注者に提案の上承認を得ること。発注者、受託者は、当該ルールに基づき情報の運用を行うこととする。

1 2 成果品

成果品については、次のとおりとする。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

(1) 提出先

長井市商工振興課 中心市街地にぎわい創出事業推進室

(2) 内容等

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① 各運営マニュアル | 2 部 |
| ② 業務計画書 | 2 部 |
| ③ 業務報告書（資料編を含む。） | 2 部 |
| ④ 次年度以降の計画書等 | 2 部 |
| ⑤ すべての議事録 | 1 部 |
| ⑥ ①～⑤のほか、本仕様書を満たすために発注者に対して提出する書類 | 1 部 |

(3) 規格及び数量

- ① 製本による納品部数は2部とし、電子媒体による納品は1部とする。
- ② 原則としてA4判縦型、左綴じ製本とし、カラー刷りとする。
- ③ 製本は適宜分冊し、背表紙・インデックス等によりわかりやすくまとめること。
- ④ 電子媒体はCD-R 又は DVD-R に保存することとし、フォルダ名やファイル名は製本版と同じタイトルにすること。
- ⑤ 電子媒体は、原則次のファイル形式で作成すること。
 - ア. 文書 : Microsoft Word 形式
 - イ. 表・グラフ : Microsoft Excel 形式又は Microsoft PowerPoint 形式
 - ウ. 写真 : JPEG 形式
 - エ. 図面等 : Adobe PDF 形式又は別途発注者の指定する形式

1 3 検査

(1) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査を受けること。

(2) 成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者は訂正、補足その他必要な措置を遅滞なく講じなければならない。当該措置は、本業務の完了後であっても同様とする。

(3) (1) 及び (2) に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

1 4 その他

(1) 権利関係

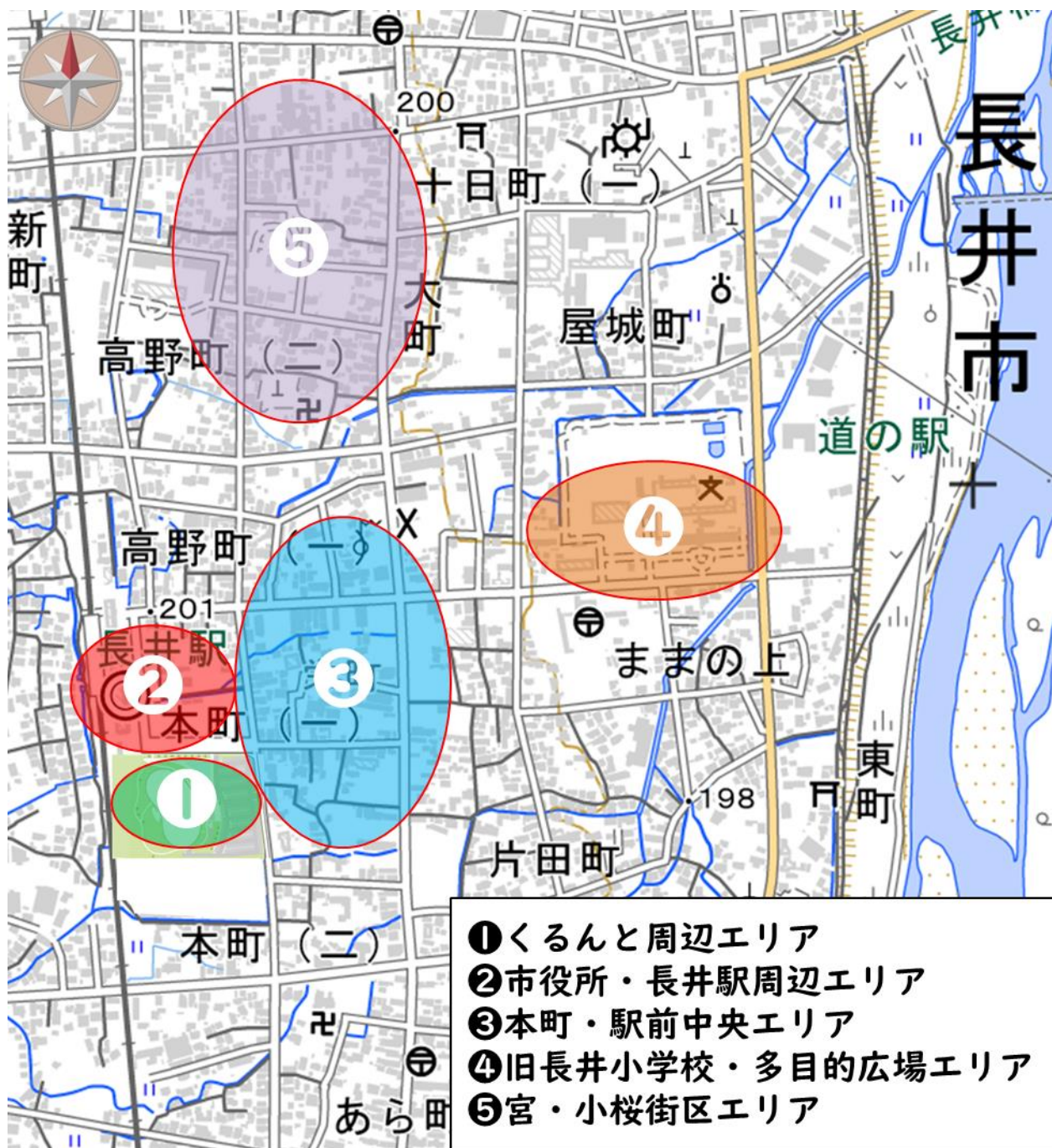
成果品の管理及び権利の帰属は、全て発注者のものとし、発注者が承諾した場合を除

き、受託者は成果品を公表、貸与又は使用してはならない。

(2) 疑義に関する協議

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議して決めるものとする。

別紙1 (位置図)

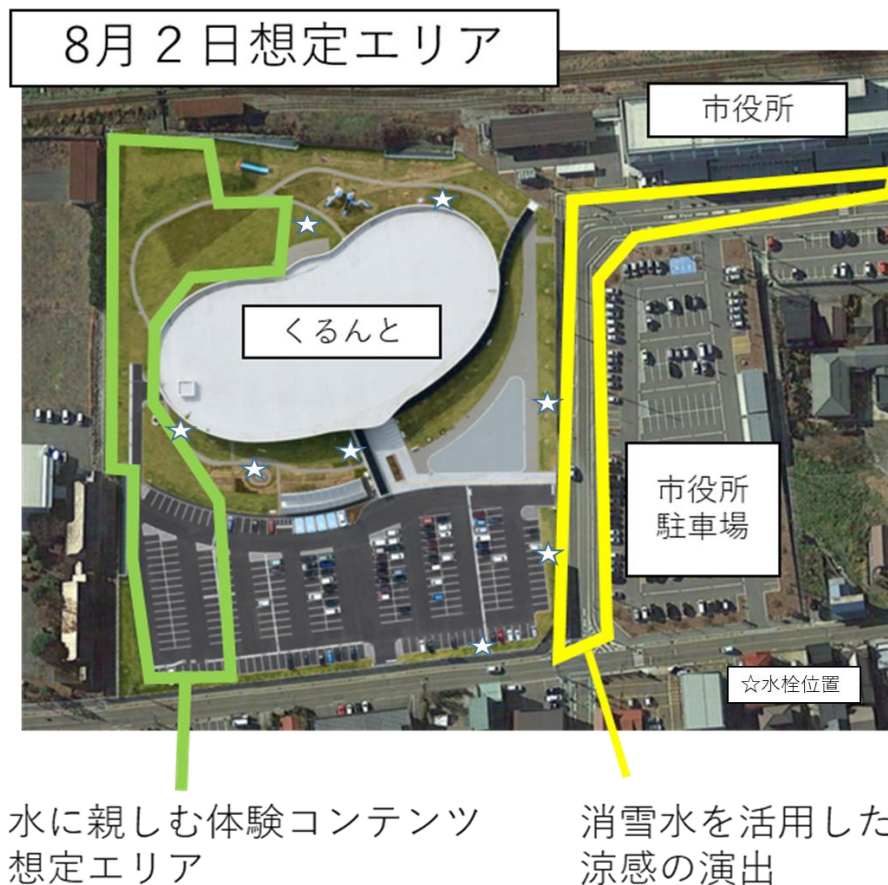


別紙２（にぎわいの創出に向けた空き家・空き地・空き店舗等を活用した社会実験等の実施）

事業	にぎわいの創出に向けた空き家・空き地・空き店舗等を活用した社会実験等の実施
概要	・下記に記載している、実施想定エリアの特性やまちづくりの方向性等を生かした内容とし、実施想定エリアでそれぞれ1か所以上実施すること。 ・実施期間は、10月から2月までの間を基本とするが、先行して実施できるものは発注者と協議のうえ実施することとする。 ・社会実験等は、毎日継続して行うもののほか、曜日や実施日を限定して実施することも可能とする。 ・事前に広報に資する取組を実施すること。
実施想定エリア１ 本町・駅前中央エリア 別紙１の③	【現状】 ・本町エリアは、令和6年度までで大通り（都市計画道路桐町成田線）の街路整備が完了。道路幅、歩道、街路灯、無電柱化などの整備と合わせて各店舗のリニューアルが進んだ。地元有志によるまちづくり会社が運営するテナントミックス施設Cross-baは、桑島記念館や旧小池医院などの歴史的建造物と合わせて通りのシンボルとなっている。駅前中央エリアは、長井駅・長井市役所と旧長井小学校第一校舎・道の駅川のみなと長井をつなぐ県道があるが、令和１２年度までの期間で街路整備が計画されている。 【課題】 ・本町エリアは、街路整備完了以前にあった大型小売店を始め店舗が移転、廃業等により、空き店舗や空き地が目立ってしまっている。駅前中央エリアは、JA支店の撤退等により空き家・空き店舗が多くある。今後、街路整備により、店舗撤退等による空き地の増加が懸念される。 【展望】 ・くるとや長井駅の近くにあり、来訪者や若者の回遊性向上と滞在時間増を図りたい。駅前中央エリアは、令和１２年度までの計画で街路整備を予定しており、長井駅前通りまちづくり協議会でエリア構想を検討中。 【想定事例】 ・チャレンジショップ ・マルシェ
実施想定エリア２ 宮・小桜街区エリア （大町・高野町・十日町） 別紙１の⑤	【現状】 ・近世から近代にかけて最上川舟運により発展した商家の屋敷群が残る「旧丸大扇屋」（県指定文化財）や、明治時代に建設された「旧西置賜郡役所」（市指定文化財、通称：小桜館）など、国選定の重要文化的景観「最上川上流域における長井の町場景観」を構成する建造物が集中している。また、丸大扇屋で生を受け、長井市名誉市民である彫刻家・長沼孝三氏の作品が展示されている「長沼孝三彫塑館」や地元クリエイター団体で空き工場をリノベーションしてできた「kosyau」など芸術性豊かなエリアにもなっている。 【課題】 ・エリア全体が重要文化的景観に選定されているが、重要な構成要素以外の建物や通り、水路には、景観に対する規定・協定が定められているわけではなく、構成要素以外の住宅・商店は周囲の景観に配慮しているとは言い難い。 ・通りに面する水路は様々な形状の蓋が設置され、景観にも影響があるほか、通りに歩道がないこともあり、徒歩散策しにくい。 ・シャッターが閉まっている空き店舗が目立ち、その中でも、住居として使用中の「店舗兼住宅」の割合が高い。 【展望】 ・今後、国の補助事業等を活用し、「旧丸大扇屋」や「小桜館」の改修事業等を予定しているほか、「旧丸大扇屋」内へのミュージアムショップ設置や、「小桜館」内へのインフォメーションセンター設置などの高付加価値化を検討している。この事業では、空き地・空き家・空き店舗等の低未利用地を活用し、民間参入の可能性を検討していくことも計画している。 ・このエリアの住民で構成される「宮・小桜街区まちづくり協議会」では、この街区の歴史的な景観を継承しつつ、エリア内の滞在環境を向上させ、居心地がよく歩きたくなるまちを目指す方針が示されていることから、当該協議会とも連携しながら、観光客の増加を図りたい。 【想定事例】 ・歴史的な物品や美術品等の展示及び休憩施設等 ・マルシェ

別紙3（イベント概要及び必須コンテンツ内容等）

日程	8月2日(土)	
イベント概要	ながい水まつりとタイアップしたにぎわい創出イベント ・水のまち長井で開催される「水」をテーマにしたイベント。水に親しむ様々な体験コーナーやイベントを実施。例年は、最上川河川緑地公園で実施しているが、令和7年度は試験的に日中のイベント会場を変更して実施予定。昼まつりは10：00～15：30を予定。 本イベントの目標来場者数：3,000人	
イベント会場等利用候補エリア	遊びと学びの交流施設くるんと周辺	
必須コンテンツ詳細	ア 水に親しむ体験コンテンツ	・子どもが楽しめるコンテンツを展開すること。 ・暑さ・熱中症対策を実施すること。
	イ 道路消雪を活用した涼感の演出	・市役所前の道路にある消雪設備を活用すること。 ・消雪設備用の発電機を用意すること。 ・昨年度費用（参考）：265,000円（税抜き）
	ウ 中心市街地の周遊を促すコンテンツ	・中心市街地に来場者を周遊させるためのコンテンツの展開を実施すること。
その他	・例年の水まつりでは、下記のとおりイベント企画を実施しており、提案事業の実施については、各団体等との調整が必要となることに留意すること。 ・流域治水パネル展示/川に関するDVD上映/防災グッズ展示/洪水氾濫時疑似体験（国土交通省山形河川国道事務所） ・上下水道機器展示コーナー/ゲーム&ふれあいコーナー（長井上下水道工業協同組合/長井市上下水道課） ・高所作業車体験乗車（（一社）西置賜建設業協会） ※主催はながい水まつり実行委員会（長井市観光協会内）	



別紙４（イベント概要及び必須コンテンツ内容等）

日程	10月5日(日)	
イベント概要	秋のにぎわい創出となる大規模イベント 本イベントの目標来場者数：7,000人	
イベント会場等利用候補エリア	市役所・長井駅周辺エリア（市役所駐車場含む）、くるんと周辺エリア、本町駅前中央エリア、旧長井小学校第一校舎周辺エリア ※別紙１「位置図」①～④	
必須コンテンツ	ア キッチンカー・マルシェ等	・出店内容は、飲食販売、物品販売、展示・PR等とし、地域団体（町内会、商店街振興組合等）や学生の参加を促し、長井市らしいメニューや物品を提供するよう努めること。 ・受託者は発注者と協議のうえ、出店申込書を作成する。受託者が申込書受理申込内容取りまとめを行い、発注者と協議のうえ出店者を決定し、出店者との連絡調整を行う。 ・出店料は、事前に発注者と協議して決定することとし、出店料の徴収、管理は原則受託者が行う。ただし、市が指定する店舗の出店料は免除するものとする。 ・出店できる事業者は露天営業許可等の必要な許可を取得している事業者のみとし、出店受付の際、それら許認可の取得状況について確認すること。 ・油を扱う飲食物販売では地面の汚れや焦げ付き、油污れ等を防止するため、ブルーシート等で完全な養生を実施すること。
	イ ステージコンテンツ	・ステージコンテンツは下記の例を参考に、集客の柱となる内容とすること。 ・受託者は発注者と協議のうえ、出演申込書を作成する。受託者が申込書受理、申込内容の取りまとめを行い、発注者と協議のうえ、出演者を決定し、出演者との連絡調整を行うものとする。 ・進行にあたっては、タイムスケジュールを含む詳細な進行台本を作成し適任の進行者を選定し、発注者と協議のうえ決定し、実行すること。 ・出演時間等については発注者と協議のうえ決定すること。 ・ステージにおいて、登壇者の音声及び演出の音声流せるようなマイクやスピーカーといった音響設備を設置すること。 【ステージコンテンツ：例】 ・有名タレントステージ（著名人によるトークショー、お笑いライブ、音楽ライブ等） ・地元学生やサークル等によるダンス・歌・演奏など市民参加型のステージ
	ウ 体験・参加型コンテンツ	・子どもが楽しめるコンテンツを展開すること。
	エ 中心市街地の周遊を促すコンテンツ	・各エリア間を中心に中心市街地で来場者を周遊させるためのコンテンツの展開や、滞在時間を長くするための空間の演出を実施すること。
その他	・若年層や青年層、市内にいる技能実習生等外国籍の人が楽しめるコンテンツも実施すること。 ・当日は、本町青空フェスティバル（本町大通り商店街振興組合主催）、第17回長井1000人いも煮会（長井1000人いもに会実行委員会主催）も同日開催を計画している。その他団体との連携含め、各団体が実施するイベントとの相乗効果を図ること ・当日来場者の駐車場の計画も含め、必須コンテンツ以外の提案内容を含めた全体レイアウトを提案すること。	

別紙5（イベント概要及び必須コンテンツ内容等）

日程	2月7日（土）	
イベント概要	ながい雪灯り回廊まつりとタイアップした冬のにぎわい創出イベント 本イベントの目標来場者数：2,000人 ※各商店街等実施エリア来場者数の合計	
必須コンテンツ詳細	ア 中心市街地の周遊を促すコンテンツ	・雪灯り回廊まつりに併せて中心市街地を周遊させるためのコンテンツを展開すること。 ・令和6年度に実施した雪灯り回廊まつりと同様、外国人と市内商店街との協働コンテンツを実施すること。 ※想定エリアは下記のとおり令和6年度に実施した場所として考えるものとする。

